

⑫ 法 務 省

法人名	日本司法支援センター(平成18年4月10日設立) (理事長:金平 輝子) ※平成18事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護士等になるろうとする弁護士との契約、国選弁護士候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護士等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援の情報収集、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:山本 和彦)
分科会名	—
ホームページ	法人: <a href="http://www.houterasu.or.jp/">http://www.houterasu.or.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.moj.go.jp/SHINGI/shien.html#gaiyo">http://www.moj.go.jp/SHINGI/shien.html#gaiyo</a>
中期目標期間	4年間(平成18年4月10日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	1. A、B、Cの3段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
<b>1. 総合法律支援の充実のための措置</b>			
(1) 総括	A×1, B×2	A×1, B×2	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A	A	
(3) 民事法律扶助	B	A×1, B×1	
(4) 国選弁護士確保	B	B	
(5) 司法過疎対策	B	B	
(6) 犯罪被害者支援	A	A	
<b>2. 業務運営の効率化</b>			
(1) 総括	A	A	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A	
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	B	A×1, B×1	
(4) 司法過疎対策	A	B	
<b>3. 提供するサービスその他の業務の質の向上</b>			
(1) 情報提供	A	A×1, B×1	
(2) 民事法律扶助	B	B	
(3) 国選弁護士確保	A	B	
(4) 犯罪被害者支援	A	A	
(5) 司法過疎対策	A	A	
(6) 関係機関連携強化	A	A	
<b>4. 財務内容の改善</b>	B	B	
<b>5. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A	B	
<b>6. 短期借入金の限度額</b>	—	—	
<b>7. 重要な財産の譲渡等</b>	—	—	
<b>8. 剰余金の使途</b>	—	—	
<b>9. その他業務運営に関する事項</b>			
(1) 施設・設備に関する計画			
(2) 人事に関する計画	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標期間終了時の体制整備の一応の完了を見据えながら、平成18年度に軌道に乗せた各種業務を円滑に遂行しつつ、現実の業務遂行の場面で更なる改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められ、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価。
- 業務実績を総括的にみると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗しているが、昨年度に続き、一部で改善に向け更なる努力を要する面(支援センターの認知度が低いこと、依然として所要の常勤弁護士の確保に至っていないこと)もあった。
- 体制整備については、平成21年度の業務量拡大を見据えた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価がされており、地方協議会の開催等の取組を続けたほか、新たに顧問会議の設置を検討し、実現する予定である。これらの体制整備に関する取組は評価できる。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総括	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスコミや交通広告等を利用したマスメディア広報、イベントの実施。地方公共団体等への広報誌の配布。</li> <li>・ ホームページの全面リニューアル。</li> <li>・ 内部監査規程等の策定。内部監査の実施。</li> <li>・ 各地方事務所において、1回以上の地方協議会の開催。</li> <li>・ 顧問会議設置の検討。</li> <li>・ 常勤弁護士(就職)説明会の開催(43回余)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援センターの認知度は低く、広報活動が十分とは評価できない状況。より効果的で効率的な広報活動を実施すべき。</li> <li>・ 監査の実施が一部の事務所のみ。今後も積極的に監査を進めることを期待。</li> <li>・ 国選弁護関連業務に関し、一部、費用の支出に不適切な面が見られた。今後も内部統制・ガバナンス強化のための取組が必要。</li> <li>・ 地方協議会は、関係機関との連携・協力関係の確保・強化にもつながっている。また、顧問会議の設置も評価できる。</li> <li>・ 常勤弁護士を72名確保。しかし、必ずしも十分であるとは言えず、常勤弁護士の確保に向けた一層の取組が必要。</li> </ul>
民事法律扶助	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤弁護士の配置事務所:56か所。</li> <li>・ 旭川地方事務所の常勤弁護士による旭川地方裁判所稚内支部等の巡回。主として民事法律扶助事件の取扱い。</li> <li>・ 平成21年度までに民事法律扶助に対するニーズ調査を実施すべく、ニーズ調査の方法や対象について検討を重ね、3つの対象者層(一般市民、法律扶助利用者、高齢者層等)に対する調査を実施する旨の計画を立案。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤弁護士の活用や、契約弁護士、契約司法書士の確保にも努めたことは評価できる。しかしながら、いわゆるゼロワン地域はなお相当残っており、より多くの常勤弁護士を採用するなど、全国的に均質な民事法律扶助サービスの実現に向けた更なる取組を期待。</li> <li>・ 利用者のニーズに沿った民事法律扶助サービスを提供できるような調査を早期に実施し、調査結果を分析し、業務運営に反映すべき。</li> </ul>
国選弁護人確保	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国選弁護人契約弁護士:13,427人(平成19年度末)。</li> <li>・ 岐阜地方事務所の常勤弁護士による岐阜地方裁判所御嵩支部の巡回。国選弁護事件に関する法律サービスの提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国選弁護人契約弁護士の数が増加していることは評価できる。</li> <li>・ 裁判員制度の実施及び被疑者国選弁護の対象事件の拡大という観点から見ると、いまだ十分とは言えず、より多くの常勤弁護士の確保が必要。新人弁護士の確保に取り組むとともに、中堅・ベテラン弁護士の確保のための取組を一層推進すべき。</li> </ul>
司法過疎対策	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法過疎対応地域事務所:15か所(平成19年度新設9か所)。</li> <li>・ 旭川・岐阜地方事務所の常勤弁護士による稚内支部等・御嵩支部の巡回。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法過疎対応地域事務所9か所の新設、常勤弁護士による巡回サービスにより、一定の成果が上がっている。</li> <li>・ 実質的ゼロワン地域はなお相当残っており、その解消のための更なる取組を期待。</li> </ul>
総括	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の策定。</li> <li>・ 一般競争の導入、随意契約における企画競争、複数見積もり。</li> <li>・ 事業企画本部に常勤弁護士総合企画室を設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な人員配置及び人件費管理が行われている。</li> <li>・ 一般競争手続の導入などにより、より安価な金額での契約に努めている。</li> <li>・ 常勤弁護士確保業務を効率的に行うための常勤弁護士総合企画室の設置は、適時適切な業務運営体制の見直しの一例として評価できる。</li> </ul>
民事法律扶助・国選弁護人確保	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤弁護士(就職)説明会の開催(43回余)。</li> <li>・ 司法過疎地域事務所において受任する事件の依頼・相談対象範囲の拡大。</li> <li>・ 地方事務所等における一部の4号有償事件の取扱い実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 72名の常勤弁護士を確保したことは評価できるが、いまだに十分な数の常勤弁護士を採用するまでに至っておらず、一層努力すべき。</li> <li>・ 関連事件を受任できるようにした点は評価できるが、十分とは言えない。今後も事件受任の工夫に取り組むべき。</li> </ul>
司法過疎対策	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤弁護士を配置した事務所(56か所)のうち、司法過疎対応地域事務所は15か所(うち平成19年度に9か所を新設)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援センターの業務の補完性と効果的・効率的な業務運営の観点から踏まえ、実質的ゼロワン地域の解消に向けて更なる事務所設置の実現を図ることが望ましい。</li> </ul>
情報提供	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FAQの随時更新等、約700問をHPで公開。</li> <li>・ ウェブによる利用者アンケートの実施。</li> <li>・ アンケート調査(5段階):満足度3.6。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FAQの充実等、利用者が必要とする情報を迅速に提供するための取組がされている。</li> <li>・ 利用者の満足度について、客観的な調査方法に変更したことは評価できるが、回答率を引き上げる努力を行うとともに、利用者の満足度が向上に向けた更なる工夫が必要。</li> </ul>
民事法律扶助	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助審査の合理化(少人数の審査委員による審査(原則2名)、審査の開催頻度の増加、書面審査の活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助審査の審査委員の少人数化等の工夫はされているが、全体として援助申込みから審査実施までの期間は昨年度と同程度の期</li> </ul>

			間を要している。援助申込みから審査を経て代理人が選任されるまでの期間を短縮するための、工夫、努力を期待。
国選弁護士確保	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護士候補者等を指名・通知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受任した複数の被告事件の公判期日への不出頭等の不祥事を起こした弁護士に対し、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置を講じ、日本弁護士連合会との協議の場で措置事例を紹介し注意喚起を図った。</li> </ul>
犯罪被害者支援	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者、警察出身者等を窓口対応専門職員として配置(12事務所)。</li> <li>弁護士会会長からの推薦に基づき精通弁護士名簿を作成(H20.3.1現在1,261名)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者やその支援に携わる者からの意見聴取は適切に行われている。</li> <li>犯罪被害者支援に精通した弁護士も十分に確保されている。</li> </ul>
財務内容の改善	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己収入:約1億3,000万円。</li> <li>地方公共団体からの補助金:250万円余り。</li> <li>新規立替額:11,078,282千円。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金や寄附金の収入について更なる努力を期待。</li> <li>民事法律扶助に係る償還金について、立替金残高のうち回収不能として見込まれる金額の割合が前年度より悪化。償還金確保に向けた施策について早急な検討が必要。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26及びH21.1.7)(個別意見)

- 本法人の主要な業務の一つである国選弁護等関連業務においては、本法人の業務開始後、国選弁護士契約を締結している契約弁護士による複数の不祥事案が発生している。このような状況を踏まえ、理事長及び当該業務を担当する理事は、業務の適正な実施を確保する観点から、国選弁護士契約の締結、国選弁護士候補の指名・通知、国選弁護士に対する費用及び報酬の算定等、国選弁護等関連業務の実態について具体的かつ詳細に把握した上で、ガバナンス体制の強化を図る必要がある。また、監事は、このような状況を踏まえ業務の監査を行う必要がある。昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、契約弁護士が国選弁護士に選任された複数の被告事件において、公判期日への不出頭等により措置されるという事案に関して、類似の不祥事案の再発防止の取組としての評価を求めたところである。当該評価項目については、契約約款上の措置や日本弁護士連合会との協議の場における注意喚起等の取組が行われたことをも総合勘案しB評定としたとの説明を受けたが、評価表上は、その点が明確となっていない。今後の評価に当たっては、国民に対する評価表の分かりやすさを向上させるとの観点から、評定に至る貴委員会の考えを分かりやすく記述すべきである。
- 貴委員会の評価表からは、業務のコスト構造の観点からの評価は明らかではない。今後の評価に当たっては、例えば、コールセンターにおける電話等による情報提供件数と委託経費等の当該業務に要した費用との費用対効果分析を行うことにより、現在提供しているサービスの質を低下させることなく、より低コストで同等のサービスの提供を行うことができないかという観点からの評価も行き、その結果を明確に示すべきである。
- 本法人については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「本法人は独立行政法人の随意契約に関する公表項目のうち、予定価格及び落札率については公表していない。また、随意契約の公表に係る事項について事業報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、随意契約に係る公表項目の実態について事業報告書等で明らかにさせるとともに、独立行政法人における取扱いを踏まえ、本法人における公表項目の妥当性について評価を行うべきである。」との指摘を行っている。予定価格及び落札率を明らかにしていないことについて、本法人の監事は、本法人が締結した契約のすべてに妥当する理由として、「予定価格を明らかにすると、それ以降の契約に際して予定価格が推認されるおそれがあるため」と説明しているが、貴委員会では、当該説明が本当に妥当するのかの検証を行っていない。今後の評価に当たっては、随意契約について、一律に予定価格及び落札率を公表していないことについて、事務所賃貸借契約等、同種の契約ごとにその妥当性について検証するなど、本法人が予定価格及び落札率を公表していない妥当性について検証すべきである。